

# 2024 JAPANESE FOOD EXPO

## 出展規約

(お申込の前に必ずお読みください)

Japanese Food Expo (以下エキスポと称する) は米国内の一般消費者ならびに食品関連事業者、訪日旅行関連事業者などを対象に、米国カリフォルニア州の非営利公益法人である日本食文化振興協会：Japanese Food Culture Association (以下、主催者と称する) が企画・主催し、米国カリフォルニア州ロサンゼルスならびにニューヨーク州ブルックリンにおいて開催する日本食・日本食文化をテーマとした固有のイベントです。また、このエキスポに出展を希望する団体・企業など (以下、出展者と称する) は、当出展規約 (以下、規約と称する) に記載されている内容・条件等をすべて承諾し、なおかつこれらの規約に則って出展を行なうことといたします。

### 第1条 出展の申込みと契約

1. エキスポへの出展を希望する出展者は、規約の内容を確認の上、所定の出展申込書に必要事項を入力し、代表者が署名のうえ PDF 等の電子ファイルにて主催者まで Eメールに添付して送付し、お申込みください。
  - 1) 出展申込書ならびに規約は、募集要項と共にエキスポの日本語公式サイトよりダウンロードが可能です
  - 2) 出展申込書への署名は出展者が規約を理解しその内容に合意した証となります
  - 3) 出展者は 1 小間につき 1 団体名もしくは 1 企業名にてお申込みください
  - 4) 複数の団体名もしくは企業名の連名による出展申込みは出来ません
  - 5) 出展申込書は FAX や郵便等による送付は受付いたしません
  - 6) 自治体 (外郭団体) 等が、JETRO が推進する事業枠を活用して出展を行う場合は、JETRO が定める条件等に則って出展をお申込みください (詳細は事前に JETRO のホームページ等にてご確認ください)
2. 主催者は、出展申込書の記載内容に基づき出展商品や目的などの適合性を審査のうえ出展を承認した場合、出展者宛てに申込の受理、および出展費用の支払いについて書面にてご案内いたします。
3. 前項の書面のご案内日から数えて 7 日以内に出席者は、米ドル建ての銀行送金 (米国内の場合は ACH / 米国外の場合は海外送金のいずれか) により規定の出展費用を支払うことといたします。
  - 1) 在米企業等で米国内に決済口座がある場合のみ当該銀行のチェックによるお支払いも可能です
  - 2) 日本国内の企業・団体等で、日本事務局 (委託先) へお申込みの場合は日本円でのお支払いも可能です
4. 前項の出展費用の入金確認をもってエキスポへの出展 (小間の確保) に係る契約の成立といたします。
5. 契約が成立するまでは出展に関するすべての交渉、条件はその効力を発しません。
6. 主催者は、審査の結果、エキスポの開催趣旨に適さないと判断した場合には、出展の受理、及び / 又は出展契約をお断りする権利を有します。

### 第2条 出展費用

1. 日本国内からのお申込み・お支払いの場合に発生する為替レートの変動リスク、振込手数料等、海外送金等に要する諸費用などは全て出展者の負担といたします。
  - 1) 日本国内の企業・団体等で日本事務局 (委託先) へお申込みの場合は上記の変動リスク、諸手数料等が含まれた日本事務局 (委託先) が設定する包括料金となります
  - 2) 包括料金についてはエキスポ公式サイトに記載されている日本事務局 (委託先) までお問合せください
2. 出展費用 (ブーススペース代金) ならびに追加備品・サービスの諸費用は本規約第 7 条ならびにエキスポの公式サイトに記載の「JAPANESE FOOD EXPO - 出展のご案内 (募集要項)」に記載の通りといたします。
  - 3) 募集要項は出展申込書ならびに規約と共にエキスポの日本語公式サイトよりダウンロードが可能です
  - 4) 追加備品・サービスの諸費用等については予告なく変更となる場合があります
  - 5) 付帯サービスの諸費用等については別途ご案内する請求書に記載される内容に基づき所定の方法にて期限までにお支払いください

### 第3条 出展の解約・取消

1. 出展に係る契約の成立後、出展者側の都合により出展の一部または全てを取りやめる（出展契約を解除する）場合、理由の如何に関わらず以下の通り解約手数料を申し受けます。

2024年6月30日までの解約：	無料
2024年8月31日までの解約：	出展費用の50%
2024年9月1日以降の解約：	出展費用の100%
2. 出展契約の解除は出展者ご自身によるEメールでのお申し出ご連絡が必要です。
3. 前項のEメールを主催者が受理した旨の通知をもって解約の成立といたします。
  - 1) 上記の受理通知（Eメール）の送信日が正式な解約日となりますのでご注意ください
4. 第1条第2項において出展費用が全額支払われた後に、主催者側の都合により出展契約を解除した場合、主催者は解除から起算して30日以内に所定の出展費用を出展者へ全額返金いたします。
5. 出展の内容が規約から逸脱もしくは不適切と認められる場合、第1条第6項に記載の通り、主催者は出展者に対し出展の中止又は取消を求めることがあり、この場合、当該出展費用については返金をいたしません。

### 第4条 出展ブース位置の確定

1. 出展者のブース位置は出展各社の展示内容、ゾーニング等を考慮のうえ主催者が決定いたします。
2. ブース位置、ゾーニングについては開催30日前を目処にEメール・オフィシャルサイト等にて暫定版のフロアプランを出展者にご案内いたします。
  - 1) 開催当日までフロアプランの内容は一部、予告なく変更となる場合がありますのでご確認ください
3. 出展場所、ブース位置に関する出展者からのご要望やリクエスト等は原則としてお受けできません。

### 第5条 出展（出品）商品・製品について

1. エキスポにおいて出展（出品）・販売を行う商品・製品は、一般に日本国内において食されている食品や飲料と認められるものであり、かつ米国の連邦及び州政府機関等が規定する輸入規制ならびにFDAが定める食品安全強化法（FSMA）等の基準に準拠、対応して生産されているものであることが必要です。
2. 出展（出品）にあたり当該出品物が米国への輸入規制に該当せず、なおかつ食品安全強化法（FSMA）の基準に合致し、米国内での流通が認められる製品であるかどうかについては、出展者自身の責任において確認ならびにご判断のうえ出展（出品）をお申込みください。
3. 出展（出品）商品・製品は1小間につき最大5点（5種類）までといたします。
  - 1) 出展（出品）商品・製品が6点（6種類）以上となる場合は、複数の小間をお申込みください
4. 出展者は、1小間において最低1品以上の試食・試飲の提供が必要です。
  - 1) 同じ小間において複数以上の異なる事業者が共同出展を行う場合は、各事業者ごとに1品以上の試食・試飲の提供が必要です
  - 2) 試食・試飲の分量は、試食：ひと口サイズ、試飲：1オンス（約30~40cc）程度といたします
  - 3) 試食・試飲の内容や提供方法などについて、詳細は主催者までお問合せください
5. 米国への商品・製品ならびに資料・PR資材等の輸送や輸出入及び通関に係る手続きや諸費用等については、すべて出展者の負担と責任となります。
6. 会場への製品・資料等の搬入に関する必要な手続きならびにスケジュールについては、事前に主催者よりEメールにてご案内いたします。
7. 出展（出品）商品・製品及び出展者が送付する備品や資料等の未着または破損等による出展（出品）等への影響について主催者は免責です。

### 第6条 ブース施工、設営

1. ブースのデザイン、施工、設営に関して出展者は、開催日から数えて60日前までに主催者へ具体的な内容や詳細をEメール等にて伝え、主催者の事前の了解と承認を得なければなりません。

2. オリジナルデザインのブース施工、設営を行う出展者は、主催者が指定または了承する施工事業者を利用しなければなりません。
3. オリジナルデザインのブース施工、設営を行う出展者は、最高補償額：US \$ 200 万ドルの損害賠償責任保険へ加入のうえ、当該補償金額と主催者が指定する補償対象者が記載された保険証書（COI：Certificate of Insurance）を第 1 項の期日までに主催者まで提示しなければなりません。
4. オリジナルデザインのブース施工、設営に関してはすべて出展者自身の負担・責任となります。  
1)会場スペースの都合及び／もしくは会場所有管理者の規定などによって承認されない場合があります

#### 第 7 条 ブース設備、追加備品・サービスの手配

1. 出展費用に含まれるブースの基本設備・備品類は募集要項に記載されている通りです。
2. 出展費用に含まれていない追加備品・サービスのうち、以下の項目については記載の価格にて主催者が指定する代行事業者（委託先）へ手配することが可能です。  
1)申込・問合せ先は、出展申込受理後に主催者より別途ご案内いたします
3. 追加備品・サービスは、LA・NY 各会場ごと個別にお申込みが必要です。  
1)下記に記載のない追加備品・サービス等については主催者へお問合せください

#### 【追加備品・サービスの手配が可能なもの（一例／抜粋）】

	項目	単位	価格	備考
①	電源費用 20 アンペア	1口	\$250	配線工事費用（延長コードは含まれておりません）
②	電源費用 30 アンペア	1口	\$350	配線工事費用（延長コードは含まれておりません）
③	レンタル調理器具（各種）	1種/1個	\$120	電動ポット、電子レンジ、IH バーナー、ホットプレート等
④	氷（冷却用 CUBE アイス）	1式	\$50	外注のため当日の追加申込はお受け出来ません
⑤	使い捨て容器（各種）	2000 個	\$50~\$200	フォームカップ、フォーム皿、スプーン、フォーク等
⑥	出展者バッジの追加	1 枚	\$80	1 小間あたり最大2 枚まで追加可能
⑦	ブーススタッフ(マネキン)	1名/1日	LA:\$600 NY:\$400	交通費・食事代込み *出展者バッジは含まれておりません *LA/NY 会場ごとに勤務時間・勤務条件が異なります
⑧	ブースマネージャー (日米バイリンガル)	1名/1日	LA:\$1,200 NY:\$800	上記⑦+ズームによる事前打合せ（1 時間程度） 終了後の書面による PR 販売レポート提供等
⑨	荷物の搬送（事前送付）	1 個	\$100	事前保管および Expo 会場への当日搬入
⑩	ブース販売パッケージ	1 式	\$80	クレジットカード決済用デバイスのレンタル 売上収受・税務申告代行

#### 第 8 条 禁止行為

1. 会場での以下の行為を禁止します
  - 1) 会場内でのアルコール飲料の販売（NY 会場の場合はアルコール飲料の試飲提供も不可）
  - 2) ブース内テーブル以外の場所での商品の販売
  - 3) ブース内テーブル以外の場所での PR 宣伝・資料や試供品等の配布（主催者が承認した場合を除く）
  - 4) 会場内の施設、壁、床、柱などへのポスター等装飾物の掲示や貼付けなど
  - 5) 会場内・ブースでの裸火、ガス類等の危険物に指定されている物品の持込・使用
  - 6) マイク、アンプ、スピーカー等を使用した PR 宣伝・パフォーマンス
  - 7) 事前に承認を得ていないブーステーブル等の形状の変更
  - 8) 来場者・出展者・主催者に対し迷惑となるような行為
  - 9) 公序良俗に反する恐れがあると認められる行為
  - 10) 上記のほかプログラムの運営・推進に支障をきたす恐れがあると認められる行為

## 第 9 条 損害賠償責任

1. 理由や事情の如何に関わらず出展者の展示（出品）、試食・試飲、サービス等の提供によって発生する人や物品等に対するすべての傷害や損害等について主催者ならびに指定の関連事業者は免責です。
2. 故意・過失の如何に関わらず、出展者の責に起因する問題等により、主催者ならびに主催者が指定する関連事業者、来場者、会場提供者、会場内ならびにブース内の設備、備品、物品等に損害や、ダメージを与えた場合、当該出展者は速やかに賠償を行なうものいたします。
3. 出展者は、自身の出展（出品）、試食・試飲の提供等により主催者ならびに主催者が指定する関連事業者、来場者、会場提供者等に損害を与えたり、トラブルを起こした場合、その責任において速やかに対処を行い、解決に向けて全力を尽くして対応することとし、係る費用や労力についても当該出展者の責任においてこれを負担することいたします。
4. 主催者は、天変地異、テロ、新型コロナウイルス感染を含む疫病、ストライキ、道路事情、交通機関の遅れ、その他の不可抗力等の発生のほか、主催者の責に帰さない事由による開催の中止、時間の変更などにより生じる出展者、来場者の損害に対する補償責任を負いません。

## 第 10 条 出展者、来場者の情報

1. 主催者は、出展者ならびに招請バイヤーを含むすべての EXPO 来場者に係る個人を特定できる情報（個人情報）については、これらを適切かつ厳重に保護、管理し、一切の開示を行いません。
2. 主催者は、来場者を対象にアンケート調査を実施し、エキスポ終了後一定期間内に集計のうえ、事業報告書に纏め、出展者に報告し共有いたします。

## 第 11 条 記録・告知・PR 用の映像・画像等コンテンツに関する所有権

1. エキスポの PR、告知等を目的として主催者が独自に制作する映像および画像の著作権は、主催者に帰属するものとし、ポスター、フライヤー、PR 動画等の制作物をはじめ公式サイトやマスメディア等での広告・露出ならびに Meta（YouTube®、Facebook®、Instagram®）等の SNS 上での情報発信などにおいて使用・掲載されるこれらの動画・画像等のコンテンツについて主催者は所有権を有するものいたします。
2. 前項 1）において露出、掲載を望まない出展者は、その理由と共にその旨を事前に主催者側へ通知し、了解を得ることいたします。

## 第 12 条 主催者の権利の保護

1. 主催者は、エキスポの開場時刻・開催時間を予告なく変更することがあり、出展者はこの変更を理由とした出展契約の解除は出来ません。

## 第 13 条 感染防止対策

1. 主催者は、新型コロナウイルス等の感染症の感染状況ならびに地域を管轄する行政機関等による業務命令等が発令された場合は、それらのガイドラインに沿ってマスク着用、ワクチン接種証明提示などエキスポ開催時における必要な感染防止対策を講じることとし、スタッフ、出展者、来場者の全員がこれに従うものいたします。

## 第 14 条 規約の追加・変更

1. 主催者は、業務を円滑に実行するために本規約の追加設定、修正等を予告なく行なうことがあります。
2. この規約は、2024 年 5 月 20 日現在のものであり、規約に記載や定めがない事項については主催者がその都度、判断を行なうこといたします。

## 第 15 条 法律の遵守、税金とライセンス

1. 出展者は、適用されるすべての連邦、州および地方の法律、法典、条例、規則および規制、および施設のすべての規則および規制を遵守し遵守することに同意します。
2. 出展者は、エキスポでの出展者の活動に適用される連邦法、州法、または地方法に基づくすべてのライセンス、許可、または承認を取得することに独自で責任を負うものとします。
3. 出展者は、必要な納税者番号および許可証を取得し、売上税、ライセンス料、使用料、ロイヤルティまたはその他の料金、料金、課徴金または罰金を含むすべての税金を支払うことについて独自で責任を負うものとします。

## 第 16 条\_限定責任

1. いかなる場合においても、主催者、会場、またはそれらの役員、取締役、従業員、代理店、請負業者、代表者、関連会社、および譲受人（総称して主催者関係者）は、出展者が被った又は被りうる結果的、間接的、付随的、特別、懲罰的、または増額損害、利益の損失に対して責任を負わないものとします。
2. いかなる場合においても、規約に起因または関連する主催者の責任の総額は、契約違反、不法行為（過失を含む）、またはその他に起因するかどうかにかかわらず、規約に基づいて出展者から主催者に支払われた金額の合計を超えないものとします。
3. 主催者関係者には、日本貿易振興機構（JETRO）が含まれます。
4. 規約に基づいて、または規約に関連して生じる請求は、エキスポ最終日から 30 日以内に書面で行う必要があります、そのような通知を行わなかった場合は、いかなる請求も放棄されるものとします。

## 第 17 条 補償

出展者は、主催者ならびに主催者関係者に対し、出展者又はその関係者の規約違反、意図的な行為、過失、法律・条例違反に起因する、弁護士費用を含む、被補償当事者が負担する訴訟、判決、和解、利息、裁定、罰金、費用、または出費（総称して「損失」）、及びあらゆる損失、損害、責任、欠陥、請求に対して補償の義務と責任を負うものとします。

## 第 18 条 準拠法

1. この規約は、抵触法の定めに関わらず、カリフォルニア州の法律に準拠し解釈されます。
2. 規約に関係または起因する、あるいは規約の主題に関連するいかなる訴訟および法的手続きは、その性質に関わらず、カリフォルニア州ロサンゼルス郡に所在する州または連邦裁判所が管轄するものとし、出展者ならびに主催者は、各当事者およびその法的相続人および権利継承人について、訴訟および法的手続きをカリフォルニア州裁判所およびカリフォルニア州ロサンゼルス郡に所在するアメリカ合衆国連邦裁判所の司法管轄に服することに合意し、さらにそれらの管轄裁判所によって規約に関連して下される判決に拘束されることに同意することといたします。

## 第 19 条 完全合意

この規約は、(i) 規約の主題に関する主催者、出展者間の最終的、完全、且つ排他的な合意及び契約を構成し、(2) 規約の主題に関する主催者、出展者間の全ての過去及現在の（黙示・明示を問わない）合意及び契約に優先されます。

以上